

令和元年5月14日付け城陽支援学校冷暖房運転に伴う冷温水機及び付帯設備機器の保守点検委託業務一般競争入札実施に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和元年5月14日

2 契約担当者

京都府立城陽支援学校長 湯川 正雄

3 担当部局

〒610-0113 城陽市中芦原1-4
京都府立城陽支援学校
電話番号 (0774)53-7100

4 入札に関する事項

- (1) 業務の名称
城陽支援学校冷温水機及び付帯設備機器の保守点検委託業務
- (2) 業務の内容等
別添契約書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和2年3月19日まで
- (4) 履行場所
城陽市中芦原1-4

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 「ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等」を定めた告示（昭和53年京都府告示第129号）に定める競争入札参加資格者の資格を得ている者で、「空調」に登録されているものであること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用等している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の承認がなされているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基

- づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされているもの
- (5) 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

6 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、申請書（別紙様式）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和元年5月14日（火）から令和元年5月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで。

(2) 提出場所

3に同じ

(3) 確認資料

次の書類を各一通、持参により提出すること。

ア 平成31・32年度京都府委託業務競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 誓約書（別紙様式）

(4) 確認通知

提出期間内に受け付けた申請書については、令和元年5月23日（木）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

(5) その他

確認資料作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年5月29日（水）午前10時

イ 場所 城陽市中芦原1-4

京都府立城陽支援学校 会議室

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「城陽支援学校冷温水機及び付帯設備機器の保守点検委託業務」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正しない。

- (4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取戻しをすることができない。
- (5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (6) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係りのある職員（以下「入札関係職員」という。）に対して、質問書（別紙様式）により説明を求めることができる。
- ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質問書

- (7) 提出日 令和元年5月23日（木）午前11時まで
（提出がない場合は「質問なし」として取り扱う。）
- (イ) 提出方法 FAXによる（FAX番号 0774-53-4044）
- (ウ) 提出場所 3に同じ

イ 回答書

- (7) 交付日 令和元年5月24日（金）
- (イ) 交付方法 FAXで、6により確認結果通知書を送付した者に対して交付
（全者から質問書の提出がない場合は省略する。）

ウ 質問及び回答書は、業務仕様書の一部として、入札条件となる。

エ 質問書の提出及び回答書の交付に応じない者であっても、その内容の全てについて承知したものとして取り扱う。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、7の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係りのない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書又は確認書類等を提出しなかった者の入札
- ウ 申請書又は確認書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札

- カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- キ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の入札
- コ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者は、落札決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失う。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約書作成の要否

要する。（別紙契約書案により作成するものとする。）

10 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、会計規則第159条第2項第1号、第3号、第7号に該当する場合は、免除する。

12 その他

- (1) 1から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 入札会場への入場は、各業者の代表者又はその代理人1名のみとします。
- (4) 入札説明書、業務仕様書、契約書案、回答書等については、入札日に入札に先立って返却すること。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、確認結果通知書のほか、印鑑を持参すること。
- (6) 落札者は、入札後速やかに次の書類を提出すること。
入札金額に係る積算内訳書（任意様式）